

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01213

研究課題名(和文) 犯罪への共同体再生型環境的アプローチの可能性と限界

研究課題名(英文) The Possibility of the Community-promoting Environmental Approach to Crime Prevention

研究代表者

松尾 陽 (Matsuo, Yo)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：80551481

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：研究課題の背景には規制手法の多様化がある。規制手法には(1)刑罰のような強制的法規制、(2)競争的手法、(3)社会規範的手法、(4)アーキテクチャ的手法がある。多様化のあり方や意義を分析しつつ、(3)と(4)を協働して犯罪を予防する手法(共同体再生型環境的アプローチ)、具体的には、日本政府が打ち出した「社会に強い社会の実現のための行動計画」で示された手法の意義と限界を明らかにした。また、この政策に対してよく向けられる批判が、共同体再生型アプローチと個別犯罪予防型アプローチとを区別しない、不十分な分析に基づくものであることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

環境的アプローチの中で個別犯罪対策型と共同体再生型の区別を明瞭にする。日本の犯罪予防対策を批判する議論の中では、しばしば、これら二つが混同されて批判されているところがあった。しかし、本研究で二つの区別を明瞭にするとともに、混同した批判の問題性を指摘した。

背景にあるのは「規制手法の多様化」である、犯罪予防の文脈を超えて、この多様化を明瞭にする理論的枠組みを形成し、また、その実践的意義を明らかにした。

コロナ禍の規制手法がまさに多様な規制を利用するものであったことから、(2)で形成した理論的枠組みをコロナ禍の規制に応用して分析をし、その意義と限界を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：Against the background of this research, there are multiple forms of regulation to which have been paid more attention, such as (1)legal regulation, (2)regulation by competition, (3)social norms, (4)regulation by architecture. While analyzing the interaction between them and its significance, this research has been focused on the interaction between (3) and (4), which is called community-regenerative approach through architectural regulation. A example of such type of regulation is 'Action Plan for Realizing a Crime-Resistant Society' suggested and implemented by the government of Japan, and my research has captured it as theoretical framework and made clear its significance and limits.

研究分野：法哲学

キーワード：環境的アプローチ 状況的犯罪予防 割れ窓理論 規制手法の多様化 アーキテクチャ コロナ禍の規制手法

1. 研究開始当初の背景

(1) 開始当初の背景

街づくりの設計など、人間の行動環境を変化させることによって犯罪を予防しようとするアプローチを、本研究では、「環境的アプローチ」と呼んだ。この環境的アプローチは、日本では、日本政府から「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(2003年)また、イギリスでも、「Safer Places」政策が出されており、政策として環境的アプローチが注目されている。また、民間事業者が「安全」を売りにしてセキュリティの高い商品(マンション、自動車、防犯グッズその他)を売り出しており、市場の商品としても環境的アプローチが注目されている。このような環境的アプローチについては、犯罪学内部で議論されているものの、法哲学、とりわけ正義論の規範的な観点から、どのように評価できるのかの検討が十分になされているとは言い難い。政策として導入するためには、そのような規範的评价も必要である。

加えて、このような環境的アプローチは、さまざまなタイプがある。特に本研究では、個別犯罪対策予防型と共同体再生型をきちんと分けて考える必要があるのではないかというのが研究の出発点にあった。個別犯罪対策予防型とは、詐欺や窃盗などの特定の犯罪を念頭に置いて、それらの犯罪を予防するために、環境(建築、道路、物品など)の設計を考えるアプローチである。イギリスの状況的犯罪予防論は、このようなアプローチに属すると考えた。

これに対して、共同体再生型とは、犯罪を予防するキープレイヤーとしてのコミュニティに着目し、このコミュニティの役割を活性化しようとするアプローチである。逆に言えば、コミュニティの荒廃が犯罪の温床になるとも考えるのである。アメリカの割れ窓理論が、こちらのアプローチに属すると考えた。

双方のアプローチは、どちらも犯罪原因論を批判し、また、人の気質よりも環境に着目するゆえに、同視されることもある。しかし、上述したように、かなり異なる部分を有する。加えて、主唱者の政治的主張やその理論的背景を探っていくと、全く異なる背景を有する。

以上が、本研究は、開始当初の背景である。

(2) 研究途中での背景の変化

ただ、研究の途中で技術的環境が大きく変化する可能性が生じたこともここで記しておきたい。それは、AI技術の発展である。より正確に言えば、ビッグデータの利活用が可能になり、また、アルゴリズムによる分析技術が高度化した。このことにより、環境的アプローチの技術的可能性が大きく広がった。

また、コロナ禍で人びとの行動変容手法が注目された。コロナ禍の行動変容手法の一部には、犯罪予防における環境的アプローチと機能的に同一のものも多く、その関係で、コロナ禍の行動変容手法の分析も求められることになった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「犯罪への共同体再生型環境的アプローチの可能性と限界」を探ることにある。近時、技術的・建築的環境(アーキテクチャと呼ばれる)を変えることによって犯罪を予防するアプローチ(環境的アプローチ)が注目されている。具体的には、イモビライザー、まちづくりの設計、監視カメラの設置などが考えられる。環境的アプローチといっても、環境を変化させることで、個別の犯罪を実施することを困難にする方法(個別犯罪対策型)と、社会全体の規範意識を高める方法(共同体再生型)などがある。これら二つの方法は、日本の政策提案においては、区別されていないところがあるが、本研究は、法規制との比較も視野に入れつつ、その理論的背景(割れ窓理論・状況的犯罪予防論)に遡り分析することでこれらを区別する。また、環境的アプローチについての諸外国の研究を参照することで、共同体再生型環境的アプローチの可能性と限界を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、法哲学の観点から実施される。法哲学は、法理論と正義論の二つの分野から成立する。環境的アプローチについても、これらの二つの分野からアプローチした。

もっとも、本研究が視野にいれる法理論は、法をも相対化する規制理論の観点も含むものである。すなわち、法規制のみならず、市場、社会規範、アーキテクチャによる規制も含むものである。そこで、犯罪予防対策としても、法規制のみならず、市場・社会規範・アーキテクチャによる規制にも注目をして分析と検討を行うことである。とりわけ、環境的アプローチは、直接的には、アーキテクチャによる規制を直接の手段とするものである。そして、共同体再生型アプローチは、アーキテクチャを通じた共同体の再生(社会規範の変容)を含むものであるから、そのような理論的位置づけで、共同体再生型環境的アプローチの検討を行った。

また、正義論の観点では、とりわけ、共同体再生型アプローチの背後にあるコミュニタリアン

的要素を抽出し、伝統的なリベラル・コミュニタリアン論争の観点から、どのような位置づけがなされるのかの検討を行った。

さらに、研究の後半では、多様な規制手法と正義論的価値を統合させるべく、「ガバナンス」という用語を導入して検討を行った。

4. 研究成果

(1) 環境的アプローチの内在的分析

まず、犯罪予防としての環境的アプローチは、対症療法的アプローチである。伝統的には、犯罪の究極的な原因(たとえば、病気や貧困)を探求し、その要因を除去することによって犯罪を予防する犯罪原因論という原因療法的アプローチが主流であった。この原因療法的アプローチは、社会保障を推進する点で進歩主義的なリベラルなアプローチされるものの、しかし、人間の内面に介入する点で、個人の自由を重視するリベラルとは緊張関係にある。環境的アプローチは、この犯罪原因論が実効的ではないことに加えて、以上の規範的問題点を指摘していた。逆に言えば、人間の内面に深く立ち入らないという倫理性を備えるアプローチであった。ここまでのことは、本研究の開始前に明らかにしていた。

そのうえで、本研究は、環境的アプローチ内部の区別に立ち入る研究に着手した。環境を重視する点、1970年代から1980年代初頭に台頭したこともあり、環境的アプローチを十把ひとからげにされることもあった。とりわけ、このアプローチを採用したのが、1980年代から、社会保障に懐疑的で市場促進的な政策を実施する、いわゆる「新自由主義」的な政権であったから、このアプローチが「新自由主義」だとする乱暴な評価もみられた(環境的アプローチの主張者が、市場メカニズムをことさら高く評価する論者とするのは難しい)。このような、環境的アプローチすべてを一緒にする位置づけから脱するべく、環境的アプローチ内部に立ち入って研究した。

そして、個別犯罪対策予防型の環境的アプローチと共同体再生型の環境的アプローチとを区別して、両者が、共通する部分があるとしても、具体的な対策としても規範的な位置付けとしても、相当に異なるアプローチであることを示した。個別犯罪対策予防型は、リベラリズムと容易に両立するのに対して、共同体再生型は、コミュニタリアン的な要素を多分に有している。

(2) 日本への影響と分析

このアプローチは、さまざまところで浸透していった(アメリカのニューヨーク市における割れ窓政策、イギリスの「Safer Places」政策)。日本では、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(2003年の犯罪対策閣僚会議で出された方針)の中に、このアプローチが実質的に組み込まれている。

しかし、日本の「行動計画」をつぶさに読み込むと、個別犯罪対策予防型と共同体再生型が混在しており、したがって、大きく異なる要素が組み込まれているわけである。一方で、イモビライザーの導入のような個別の商品(犯罪予防グッズ)の推進もあれば、他方で、街づくりのような大きな構造的変容を伴うものでもあった。

この混在を整理する道具として、個別犯罪対策予防型と共同体再生型の区別が利用できることを明らかにした(この点についての業績としては「犯罪予防における環境的アプローチの意義

犯罪予防の法哲学に向けて」小山剛・新井誠・横大道聡編『日常のなかの自由と安全：生活安全をめぐる法・政策・実務』(弘文堂、2020年7月15日)78頁から89頁)。

(3) 規制手法の多様化

共同体再生型アプローチは、環境を変えることによって、共同体秩序を再生、維持、発展させようとするものである。理論的にいえば、アーキテクチャを変えることによって、社会規範を変えようとするものと言える。そうであるから、法規制だけに注目するアプローチでは不十分で、法規制を含めた広い規制理論のアプローチから分析する必要がある。

法規制・市場・社会規範・アーキテクチャによる規制という規制態様論を提示したのは、憲法・情報法の研究者であるアメリカのハーバード大学の教授ローレンス・レッシングである。この議論は、情報法という文脈を超えて、広く規制理論でも受容されている。ロンドン・スクール・オブ・エコノミックスの「規制」研究グループを中心に、「規制理論」のさまざまなモノグラフが公開されている(一つだけ取り上げれば、Oxford Handbook of Regulationである)。

この規制理論は、犯罪予防の問題にも応用可能であるというか、むしろ、レッシングの議論では犯罪予防の例が挙がっていた。そこで、共同体再生型アプローチを分析するべく、広く規制理論の枠組みを研究した。本研究を開始する前に、序論的な論文(「規制形態論への前哨」(2012年公表))や憲法理論との関係での課題を提示する論文(「アーキテクチャによる規制と立憲主義の課題」(2015年))を執筆していたものの、その議論を拡張し、深化させるための研究である。

犯罪予防への応用を念頭に置いていたものの、しかし、途中で、コロナ禍の問題が台頭し、その行動変容のための政策への注目が集まった。行動変容のための政策は、規制理論の核心部分に他ならないため、また、依頼がいくつか来たため、コロナ禍の行動変容手法を念頭に置いて、いくつかの論文を執筆した(「アーキテクチャ論から新型コロナ禍の対応を考える」(2021年);「コロナ禍における多様な規制手法をその制御のあり方」(2022年))。もともと予定していた研

究ではないものの、規制理論という一般的な枠組みは共通であるので、本研究の「意図せざる」成果といえる。

(4) AI 技術の発展

共同体再生型環境的アプローチとの関係で、思わぬ事態の進展があった。それは、2010 年代における AI の技術発展が新たな段階へと移行し、当初の研究計画を超えて、2010 年代末には、公共政策への AI 技術の応用が現実のものとなっていた。犯罪予防対策も、まさにそのような応用領域の一つである。とりわけ、「予測的取締 predictive policing」という言葉がキーワードとなっている。この言葉の意味は、AI 技術を使って、犯罪が起きるような環境を特定し、その環境を変えることで、犯罪を予防しようとするものである。

共同体再生型アプローチは、道や建物の設計を変えることによって、いわば、街づくりによって、犯罪予防をするものである。もっといえば、街づくりによって、市民が互いに緩やかな「見守り」をすることによって、家庭や社会が有する問題を早期に探知することへとつなげることで、犯罪予防をすることである。この「見守り」が、最新の AI 技術によって加速化されるわけである。しかし、これは、「監視社会」の問題がより深刻な形で現実化してくる側面がある。

そこで、「監視」という問題に焦点をあてて、AI 技術の問題の分析を行い、いくつかの論文を公刊した(「監視と自由 権力による監視と権力に対する監視」(2022 年)、 「IoT・AI における監視の拡散とその制御についての一考察」(2022 年))。

(5) ガバナンスの視点

規制手法の多様化、AI 技術の発展。人間の行動を規制するあり方は、多様化し、複雑化している。この規制が濫用されないような視点も大事であり、また、従来の法理論が想定していた濫用防止のあり方を見直す必要がある。

この観点からもいくつかの研究成果を公刊した(「AI ガバナンスの法哲学 専門知を活用するガバナンス」(2019 年); 「AI 時代における権力と自由のガバナンス」(2020 年); 「規制手法の多様化と法哲学の課題」(2022 年))。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 797号
2. 論文標題 統治過程における専門家の役割と責任 専門家リテラシーの問題も併せて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 31 - 38頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 2020年号
2. 論文標題 アーキテクチャ論から新型コロナ禍の対応を考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 80 - 92頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 1174号
2. 論文標題 規制手法の多様化と法哲学の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 52 - 57頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 312号
2. 論文標題 コロナ禍における多様な規制手法とその制御のあり方 ポスト/ウィズ・コロナの法哲学	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 学術の動向	6. 最初と最後の頁 40-46頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 2018年号
2. 論文標題 グローバル・ガバナンスにおける多元的な秩序形成の在り方とその意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 26頁から32頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 2020年1月号
2. 論文標題 法学者の本棚：辻井喬著『叙情と闘争』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 扉頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 1136
2. 論文標題 AIガバナンスの法哲学 専門知を活用するガバナンス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 34-39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松尾陽	4. 巻 3384
2. 論文標題 セレンディピティのアーキテクチャをいかにデザインするのか：自由と民主政の未来	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 図書新聞	6. 最初と最後の頁 2
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 メディアとしての法、メディアとしてのアーキテクチャ
3. 学会等名 日本法社会学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 アーキテクチャ論から新型コロナ禍の対応を考える
3. 学会等名 日本法哲学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 人工システムと法
3. 学会等名 第37回日本ロボット学会学術講演会 オーガナイズド・セッション 「ロボットと生きる・ロボット學再考」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 二人の「リベラルな共和主義者」をめぐる覚書：政治の再活性化と脱政治化のテクノロジー
3. 学会等名 研究会「ポピュリズム憲法学と立憲主義に関する総合的研究」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 情報化社会における自己決定論の在り方
3. 学会等名 パーソナルデータ研究会（第8回）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 犯罪への環境的アプローチの意義とその多様性 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を素材として
3. 学会等名 「市民生活の自由」研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松尾陽
2. 発表標題 グローバル・ガバナンスにおける多元的な秩序形成の在り方とその意義 原田報告へのコメント
3. 学会等名 日本法哲学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 小山 剛、新井 誠、横大道 聡	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 450
3. 書名 日常のなかの 自由と安全	

1. 著者名 宇佐美 誠	4. 発行年 2020年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 174
3. 書名 AIで変わる法と社会	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------